

秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十二号

秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 略</p> <p>第四章 雑則（第四十八条）</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第二項の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 入所定員百人以上の介護医療院にあつては、一人以上</p> <p>五〜七 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 略</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第二項の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 栄養士 入所定員百人以上の介護医療院にあつては、一人以上</p> <p>五〜七 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院に条例第二十条第一項に規定するユニット型介護医療院（以下単に「ユニット型介護医療院」という。）を併設する場合の介護医療院及びユニット型</p>

は、この限りでない。、入所者の処遇に支障がない場合に

4・5 略

(構造設備の基準)

第五条 条例第五条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第十六条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第六条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4・5 略

(構造設備の基準)

第五条 条例第五条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第十六条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第六条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二略
25略

(介護医療院サービスの提供の方針)

第十四条略

2略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第十五条略

256略

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

8510略

11 第二項から第九項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

12 計画担当介護支援専門員は、第十項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二略

13略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十六条 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二略
25略

(介護医療院サービスの提供の方針)

第十四条略

2略

(施設サービス計画の作成)

第十五条略

256略

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

759略

10 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

11 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二略

12略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十六条 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一〇四 略

五 第三十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 略

2 略

3 介護医療院は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 略

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

一〇四 略

五 第三十五条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 略

2 略

3 介護医療院は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十九条 略

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 略

(揭示)

第三十一条 略

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第三十五条

2 介護医療院は、条例第十八条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 略

(構造設備の基準)

第三十九条 条例第二十二條第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

四略

3 略

(揭示)

第三十一条 略

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第三十五条 条例第十八條第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。

四 従業者に対し、事故発生防止のための研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、条例第十八條第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 略

(構造設備の基準)

第三十九条 条例第二十二條第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該条例第二十条第一項に規定するユニット型介護医療院（以下単に「ユニット型介護医療院」という。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十八条において準用する条例第十六条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第二十八条において準用する条例第十六条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

2・3 略

2 略

第四十一条 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十六条 略

2・3 略

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十八条において準用する条例第十六条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第二十八条において準用する条例第十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

2・3 略

2 略

第四十一条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第四十六条 略

2・3 略

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十七条 第三条、第六条から第十一条まで、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十三条から第二十六条まで及び第二十九条から第三十七条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第二十五条中「第六条から第十一条まで及び第十四条から第十九条までの規定並びに第六条から第二十三条まで及び次条から第三十七条まで」とあるのは「第二十三条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する条例第六条から第八条まで及び第十六条から第十九条までの規定並びに第四十条から第四十六条まで並びに第四十七条において準用する第六条から第十一条まで、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十三条、次条及び第二十九条から第三十七条まで」と、第三十一条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六各号」と、第三十七条第二号中「第十條第四項」とあるのは「第二十四條第六項」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十八条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(条例第二十八条の二第一項に規定する書面をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第八条第一項及び第十一条第一項(これらの規定を第四十七条において準用する場合

(準用)

第四十七条 第三条、第六条から第十一条まで、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十三条から第二十六条まで及び第二十九条から第三十七条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第二十五条中「第六条から第十一条まで及び第十四条から第十九条までの規定並びに第六条から第二十三条まで及び次条から第三十七条まで」とあるのは「第二十三条から第二十七条まで並びに第二十八条において準用する条例第六条から第八条まで及び第十六条から第十九条までの規定並びに第四十条から第四十六条まで並びに第四十七条において準用する第六条から第十一条まで、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十三条、次条及び第二十九条から第三十七条まで」と、第三十一条中「第十四条各号」とあるのは「第二十六各号」と、第三十七条第二号中「第十條第四項」とあるのは「第二十四條第六項」と読み替えるものとする。

合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る条例第二十八条の二第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、条例第二十八条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

1・2 略

(経過措置)

3 条例附則第二項に規定する療養病床等(以下単に「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日 までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつて

附 則

1・2 略

(経過措置)

3 条例附則第二項に規定する療養病床等(以下単に「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第五条第二項第一号及び第三十九条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあつて

は、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を
一とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、
当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十
一日 までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合にお
ける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条
第二項第五号（一）及び第三十九条第二項第五号（一）の規定にかかわら
ず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メー
トル以上）とする。

5 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に療
養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病
院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保
健施設を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日 まで
の間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するととも
に、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の
直通階段及びエレベーターについての第五条第二項第一号及び第
三十九条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中
「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けるこ
と」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただ
し、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階にお
ける療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構
造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九
号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつて
は、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を
一とすることができる」とする。

6 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に療
養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病
院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保
健施設を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日 まで
の間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するととも

は、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を
一とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、
当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月
三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合にお
ける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条
第二項第五号（一）及び第三十九条第二項第五号（一）の規定にかかわら
ず、幅は、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メー
トル以上）とする。

5 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に療
養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病
院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保
健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日まで
の間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するととも
に、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の
直通階段及びエレベーターについての第五条第二項第一号及び第
三十九条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中
「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けるこ
と」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただ
し、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階にお
ける療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構
造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九
号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつて
は、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を
一とすることができる」とする。

6 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に療
養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病
院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保
健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日まで
の間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するととも

に、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第二項第五号(一)及び第三十九条第二項第五号(一)の規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

7 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第二項第三号(二)及び第三十八条第二項第二号(二)の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

に、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第二項第五号(一)及び第三十九条第二項第五号(一)の規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による秋田県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十八条第三項及び第四十六条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規則第二十九条第二項第三号(新規則第四十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。